

「子育てに支障」転勤拒否で解雇

NEC子会社を提訴へ

子育てに支障が出る転勤に応じなかつたことで懲戒解雇されたのは不當だとして、NEC子会社の元社員

の男性(53)が解雇の無効などを求め、近く大阪地裁に同子会社を提訴する。社員の転勤をめぐっては最高裁判が1986年、会社側に幅広い裁量を認める判断を示したが、男性側は2002年施行の改正育児・介護休業法で会社側に義務づけられた「転勤時の配慮」を怠っていると主張するとい

う。今年2月に会社側から、15年以上前に経験したシステムエンジニアへの復帰を打診されたが、男性は補助的業務しかできないと回答する。次にビル清掃会社への出向を提案された。男

の男性(53)が解雇の無効などを求め、近く大阪地裁に同子会社を提訴する。社員の転勤をめぐっては最高裁判が1986年、会社側に幅広い裁量を認める判断を示したが、男性側は2002年施行の改正育児・介護休業法で会社側に義務づけられた「転勤時の配慮」を怠っていると主張するとい

う。今年2月に会社側から、15年以上前に経験したシステムエンジニアへの復帰を打診されたが、男性は補助的業務しかできないと回答する。次にビル清掃会社への出向を提案された。男

の男性(53)が解雇の無効などを求め、近く大阪地裁に同子会社を提訴する。社員の転勤をめぐっては最高裁判が1986年、会社側に幅広い裁量を認める判断を示したが、男性側は2002年施行の改正育児・介護休業法で会社側に義務づけられた「転勤時の配慮」を怠っていると主張するとい

う。今年6月25日朝日朝

■転勤命令が争われた主な裁判

東亜ペイントに対する訴訟

神戸から名古屋への転勤に応じず、懲戒解雇された男性が無効を求めた。男性は妻や高齢の母、幼い子どもも暮らしていた。最高裁は1986年、「転勤である」として転勤命令を無効と判断。最高裁はネスレ側の上告を受理せず

ネスレ日本に対する訴訟

兵庫県の職場の廃止で、茨城県への転勤を命じられた男性社員2人が、家族の介護のため応じられないとして無効を求めた。大阪高裁は06年、「転勤である」として転勤命令を無効と判断。最高裁はネスレ側の上告を受理せず

NTT東日本に対する訴訟

北海道で勤務する5人が、グループのリストラ計画による転勤が違法だとし、慰謝料などを求めた。札幌高裁は09年、家族の介護が必要だった1人について違法性を認めた。最高裁は会社側双方の上告を退けた

この判断はその後、転勤を命じる企業の法的なよりも高齢になってきた。だ

が、2002年に改正育児・介護休業法が施行され、

勤務地の変更で育児・介護

育児介護時の転勤

まだ少ない判例

NECの子会社で転勤に応じず、解雇された元社員の男性(53)が、解雇の無効を求める訴訟を起こす。持病を抱える子どもの育児が

NECの子会社で転勤に必要なのに転勤命令を出したのは違法だという主張

NECの子会社で転勤に必要なのに転勤命令を出したのは違法だという主張

NECの子会社で転勤に

NECの子会社で転勤に